平成２２年（フ）第４７４号
新潟市中央区鳥屋野４丁目８番16号
債務者　多田　直美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７７号
新潟市西区山田714番地１　ハイツめぐみ１Ａ
債務者　羽田　文子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６号
新潟県三条市東裏館２丁目２番26号　ダイアパレス三条406号
債務者　山浦真奈美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第７０号
新潟県三条市栖山349番地１
債務者　嘉藤　和仁
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１４４号
岐阜県中津川市付知町10060番地２
債務者　田口　孝子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２８８６号
大阪府豊中市箕輪１丁目14番16―101号
債務者　廣瀬　安伸
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２８５号
大阪府八尾市高安町南２丁目110番地の３　サニーコート高安205号
債務者　伊原三枝子こと　姜　三枝子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５５６号
大阪府高槻市緑町６番４号
債務者　下野　雅博
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７１４号
大阪府吹田市五月が丘北５番10―301号
債務者　本村　　亮
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７７２号
大阪市都島区都島南通２丁目４番10号　ウエストハイツ55　５Ｄ号
債務者　大谷　　忠
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８５０号
大阪府門真市幸福町17番18―205号、住民票上の住所大阪府門真市幸福町23番３号
債務者　トムトムこと　玉井　清治
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８７４号
大阪府八尾市南本町２丁目６番14号
債務者　西田　剛信
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６００３号
大阪府東大阪市川田１丁目１番10号
債務者　宗像　明俊
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０１７号
大阪府茨木市五日市緑町３番４号
債務者　武藤　裕美（旧姓柏田）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２０４号
大阪市旭区今市２丁目３番21―704号
債務者　原　　敏彦
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４４４号
大阪市都島区大東町２丁目16番５号
債務者　東出　佳巳
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４７１号
大阪府高槻市芥川町４丁目10番９号
債務者　坂根　玲子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５２１号
大阪市西淀川区野里２丁目10番38号
債務者　岡添登代子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部